

## 第37回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年3月25日（火）15時30分～16時40分
- 2 場 所 久慈市役所 車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画書案について  
協議事項(1) 令和7年度最適化活動の目標の設定等について  
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について  
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 28名(別添名簿のとおり)  
事務局 事務局長 古山 誠  
農地係長 大道 学  
主任 下野 優貴

## 第37回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	○
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

## 5 会議の内容

	発言主旨
15:30 開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第37回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	それでは、本日の欠席通告委員を報告いたします。岩崎推進委員、間推進委員より欠席通告がありましたので、ご報告いたします。それでは久慈市農業委員会規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	それでは、これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員に、5番田村英寛委員、7番中塚委員を指名します。書記には事務局の大道係長を指名いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局より説明を願います。
下野主任	それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。(議案説明) 以上で議案第1号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。議案第1号について現地調査員からの報告を願います。中塚委員。
中塚委員	付議番号1について、現地調査をして参りましたので、ご報告いたします。3月14日、事務局2名と、私の計3名で現地調査を行いました。場所は〇〇から東に1kmぐらいにある〇〇センターの斜め後ろになります。現地は、通路に防草シートが敷いてあり、畑としてすでに使用できる状態でした。この場所は、令和6年6月に、遠方に住んでいるため、耕作できないと、申請が出された場所になります。今回は高齢で管理耕作が困難であるため、譲受人に畑として、耕作してもらおうということな

	発言主旨
	ので、問題がないものとして見て参りました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
会長	付議番号 2 番から 6 番まで、現地調査委員、田村英寛委員、お願ひします。
田村委員	3 月 19 日 9 時から、事務局 2 名と私の 3 名で、現地調査をして参りました。場所ですけども、45 号線を上ってきまして、〇〇の手前を右に入ると、〇〇地区になります。国道から入っていったところの畑が、付議番号 2 番です。事務局からも説明がありましたけども、譲受人は現役の農家です。先代のお父さんが借りて契約してあった部分を、契約期間が終了したので、今回再度、譲渡人の名義により申請したものです。これが、2 番から 6 番となります。今までやっている耕作を引き続きやるということでございますので、何ら問題ないと思って見て参りましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	事務局の説明と現地調査員から報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可については、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それでは特に意見なしとして、決定されました。次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局の説明を願ひます。
下野主任	それでは、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可について、ご説明いたします。(議案説明) 以上で議案第 2 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告を願ひます。小倉明委員。
小倉委員	付議番号 1 番についてご説明いたします。3 月 17 日内久保委員、事務局 2 名、私と計 4 名で現地調査をして参りました。場所は〇〇地内です。〇〇方面に進んでいく途中に、〇〇学校がございます。そこの約 200 m 手前の北側になります。先程事務局が説明した通り、ここは第 1 種農地ということですが、例外規定も対象になるかなと付近の状況

	発言主旨
	等から判断できましたので、やむを得ないものと見て参りました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	<p>議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可について、事務局の説明と、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたしました。次に、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局の説明を願ひます。</p>
下野主任	<p>それでは議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。(議案説明)</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告を願ひます。内久保推進委員、お願ひします。
内久保推進委員	3 月 17 日に、小倉委員、私、事務局 2 名で現地を見てきましたので、報告します。場所については、今説明があった通りなんですが、〇〇センターが近くといえは近くです。先ほどお話あったように、すでに 5 月に申請した土地は、造成工事の途中で、いろんな資材等もまだ積んでいる状態でした。また、現地は住宅地に挟まれている場所で、また、第 3 種農地ということでもありますから、やむを得ないのかなと思って見て参りました。審議のほどよろしくお願ひします。
会長	<p>議案第 3 号について、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決しました。次に、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画書案についてを議題といたします。この議案につきましては、関係者の方が数人ございますので、退席をよろしくお願ひしたい</p>

	発言主旨
	<p>と思います。〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇委員の 5 名退席をお願いします。それでは事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画書案についてご説明いたします。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画書が別紙の通り提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会に意見を求めることとなっております。続きまして、11 ページをお開き願います。こちらは各筆明細となっております。すべて農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行うものとなります。12 ページにまでにかけて、農地の譲渡人、譲受人が記載されております。全部で 21 筆の畑、24 筆の田として、農地中間管理機構を通しまして、10 年及び 5 年の賃貸借権を設定するものであります。譲受人は、全部で 5 名となり、それぞれ、普通畑、牧草地及び水田として利用するとのことで、農政課から伺っております。以上で議案第 4 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 4 号について事務局の説明が終わりました。質疑を許します。 (鹿糠勇委員 挙手)</p>
鹿糠勇委員	<p>こちらは全て農地管理機構を通したものになるのか。</p>
下野主任	<p>全て中間管理機構を通したものになります。</p>
会長	<p>他にございませんか。 (「なし」の声) それでは、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画書案については、意見がないものとして、よろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないものとして決定いたしました。 それでは、協議事項に入らせていただきます。令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>
大道係長	<p>資料は令和 7 年度最適化活動の目標の設定等と記載あるものをご覧願います。当該資料は、農用地利用最適化活動につきまして、新年度の活動目標につきまして、4 月末までに市ホームページ等にて公表しなければならないとされており、公表前に、岩手県農業会議の確認を経なければならないことから、ご協議をお願いするものであります。例年、ご</p>

	発言主旨
	<p>協議いただいておりますので、変更箇所等につきまして、主に重要と思われる箇所のみご説明させていただきます。まず、農業委員会等の状況体制ですが、記載の通り、変更ございません。2、農家・農地等の概要のうち、認定農業者数は、昨年度は 93 でございますが、今年度は 87 となっております。6 の減となります。次のページ、最適化活動の目標となります。現状であります、農地面積は 2,680ha、これまでの集積面積 792ha、集積率は 29.6%となっております。昨年度の農地面積が、2,730ha、集積面積 792ha、集積率 25.3%となっております。対前年の比で 50ha の増、集積面積は 100ha の増、集積率が 4.3 ポイントの増となります。次に、②目標ですが、12 年度までに、集積率 70%とされております。これは岩手県で作成しております県北広域地域の目標集積率の数値となります。このことから、残りの年数で割ると 1 人当たりの集積面積の目標が 181ha となり、今年度末の集積率目標が 36.3%となります。</p> <p>次に、最適化活動の目標について、1 人当たりの活動日数となりますが、月当たり 10 日、これは昨年度と同様でございます。</p> <p>活動強化月間の設定目標ですが、設定回数は 3 回です。取組時期は、令和 7 年 7 月は遊休農地の解消、令和 7 年 9 月は農地の集積、令和 7 年 11 月は新規参入の促進となっております。(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、令和 6 年度と同様に 3 回が目標です。以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>集積率目標の 70%は、県が決めたのか。</p>
大道係長	<p>岩手県の県北の目標ということで出されまして、市の計画でも 70%となっております、70%の目標となっております。</p>
会長	<p>久慈市の農業委員会の目標は 40%ほどでなかったか。</p>
大道係長	<p>以前は 40 何某という目標がありましたが、全国的に、県から市へ、目標の設定が最低でも 70%で下りてきています。年度ごとの目標についても、12 年度に終期設定があり、それまでに、面積、進捗率のパーセントを示すことになっており、ホームページで公開することになりま</p>

	発言主旨
	<p>す。農業委員会での自主的な目標設定ではなく、市の目標に沿って、協力をいただきたいという内容に変更になっています。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p>
会長	城内推進委員。
城内推進委員	<p>いずれ現場のことを知らない人たちが勝手に作った数字だと思えます。これやるんだったらやっぱり農業が次、成り立つような政策をちゃんとしてもらわないと。数字だけ上げても、達成できないわけです。米だって全然もう足りないというし、予約でいっぱいだと。今年は去年以上に、端境期にはもう米がないっていうのは、米騒動になると思えますよ。そういった意味では、この目標 70%は、県が示して決めた数字だと思うが、農業政策で各補償制度を作って、農家にはいろんなサポートしますということをしていかないと、達成できない数字だと思っています。</p> <p>(柿木委員 挙手)</p>
会長	柿木委員。
柿木委員	<p>活動目標の 1 人当たりの活動日数についてですけど、10 日間と書いています。農業委員の報酬は、以前から変わらないと思いますが、最低賃金もどんどん上がってる中、活動時間は何時間とは書いてませんが、10 日間、稼いでくれというのは、幾らで適当だと思っていられるのか。私は今月で委員は任期が終わりますが、委員を続けられる方のことも考えて、国が最低賃金上げろと言ってるんですから、農業委員の報酬は活動時間に適当であるように考えていただきたいと思います。</p>
大道係長	<p>今のご意見は、市町村農業委員会の上部組織の岩手県農業会議において、各市町村委員会でも同様の質問した経緯があります。そちらの説明では、丸 1 日働いてるわけではないので、最低賃金との齟齬はないそうです。また、10 日間の日数は、活動の目標であるので、取り組んでいただきたいということと、活動のモチベーションを上げていただきたいということのようです。その中で、活動をできない場合、罰則はないということです。また、この活動日数に応じて、3 月に上乘せ報酬を支払うこととなります。以上が、県農業委員会議での回答の報告になります。</p>

	発言主旨
柿木委員	1 日以上働いてるわけではないという回答を毎年いただくようですけども、それでは何時間であれば妥当だと思っているのかとか、もう少し突っ込んで、聞いていただきたいと思います。報酬が正当な対価として、働けるような体制にしていきたいと思います。
大道係長	岩手県農業会議でも、今のような質問があったそうです。委員によっては、農業や最適化推進活動だけをやっているわけではなく、お勤めしてる方もいます。週末の時間を削って、何とか活動している人もあります。その場合、実質 10 日じゃなく、10 日より少ない活動になるけれども、10 日以上働くということですかという質問がありました。その場合、目標なので時間について、制約はないそうです。1 日終日、働くこともあるかもしれませんが、日を分けて、例えば 10 分程度でも、日々積み重ねていただき、報告をお願いしたいということのようです。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) それでは令和 7 年度最適化活動の目標の設定については、以上としますがよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 報告のとおり決定しました。次に、(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
下野主任	14 ページをお開き願います。土地の表示、届出人は記載の通りでございます。全部で 4 件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項(1)の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。報告だからいいですね。次に、報告事項 (2) 会務報告、局長、説明願います。
事務局長	(会務報告 令和 7 年 2 月 22 日～令和 7 年 3 月 25 日)
大道係長	4 月以降の農業委員会議の予定のため、私から説明します。 (4 月 1 日会議スケジュールの説明) 次に会計報告します。暫定数値になってございます。 (部会費、慶弔等の決算見込み報告)

	発言主旨
会長	他にございませんか。 (切金推進委員 挙手) 切金推進委員。
切金推進委員	令和 7 年度の作業労賃ですが、畦畔塗りとその備考の額が違っているようです。
大道係長	作業労賃の関係、一部、修正をさせていただきたいと思ってました。修正箇所は、畦畔の黒塗りの額が、四捨五入の部分で誤りがございまして、正しくは 70 円とすべきでした。備考欄についても 10a 当たり 5,500 円で訂正をお願いします。
会長	作業労賃は、4 月 1 日に配布できますか。遅くとも、4 月 15 日は配布してください。
大道係長	4 月 1 日は、間に合いませんが、15 日か、準備出来次第配布します。
会長	15 日でも遅いので、なるべく 15 日に配布してください。 他にございませんか。 (「なし」の声) なければ以上をもちまして終了いたします。
16 時 40 分閉会	